

大阪大学外国語学部教授会規程

平成 19 年 7 月 6 日
制 定

最近改正 平 27. 4. 1

(構成員)

第 1 条 大阪大学外国語学部教授会（以下「教授会」という。）は、外国語学部の学科目に配置される大阪大学の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(議長及び副議長)

第 2 条 教授会に議長を置き、外国語学部長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 教授会に副議長 2 名を置き、外国語学部副学部長をもって充てる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した副議長がその職務を代行する。

(通知)

第 3 条 教授会を招集するときは、あらかじめその議題を構成員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(定足数)

第 4 条 教授会は、別に定めのある場合のほか、構成員の過半数が出席しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の定足数に算入しない。

- (1) 海外渡航（私事渡航を除く。）中の者
- (2) 休職中の者
- (3) 病气療養中の者
- (4) 特別休暇（出産前後の休暇に限る。）中の者
- (5) 育児休業（部分休業を除く。）中の者

(会議の議決要件)

第 5 条 教授会の議事は、別に定めのある場合のほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第 6 条 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を教授会に出席させることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(代議員会等)

第 7 条 教授会は、その審議事項の一部を審議するため、教授会の構成員の一部の者をもって構成される代議員会等を置き、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

2 代議員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(常置委員会)

第 8 条 教授会に、その審議事項に関する専門の事項を調査審議させるため、総務委員会、教務委員会等（以下「常置委員会」という。）を置く。

2 常置委員会は、その調査審議の結果を教授会又は代議員会等に報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、常置委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第 9 条 教授会の議事については、議事録を作成し、次回の教授会においてその確認を得なければならない。

(事務)

第 10 条 教授会に関する事務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室で行う。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。